

書 評

# 『新しい民法と保険実務』

弁護士法人大江橋法律事務所 嶋寺 基 編著

制定以来120年ぶりに債権法に関するルールが全面改正された民法の施行日を、いよいよ2020年4月1日に迎えようとする中、時宜を得たタイミングで「新しい民法と保険実務」という書籍が刊行された。(なお、本書では、債権法の改正のみならず、保険実務にかかわる範囲で平成

30年の相続法改正についても解説がなされている)改正民法の保険実務に対する影響は、保険約款だけでなく、帳票や業務フロー、マニュアル等の保険引き受けに関する業務全般に及び、また、代理店委託契約や賃貸借契約、業務委託契約等のその他付随する業務にも広

範囲に影響が及ぶもののであるが、本書では、改正民法の内容について解説するとともに、それが上記のさまざまな保険実務に及ぼす影響や対応すべき方向性について詳細に感じられる。まず、保険実務において参照すべき法律としては保険法が念頭に浮かぶが、本書では、民法の特別法である保険法は、民法との重複を避けるため

し、そのため、今回の民法のルール変更が保険法のルールにも影響を及ぼすことについて具体的に指摘がなされている。また、改正部分だけを断片的に解説するのではなく、実質的な改正が行われていない規定に関して重要な判例等については言及している。このように、民法、保険法および保険実務の関連性や全体像を把握した上で、今般

述するものとなつてい

る。編著者である嶋寺基弁護士は、法務省で保険法の立法を担当した経歴を有し、現在では保険会社等から多数の相談や訴訟を受任している保険実務に精通した弁護士だが、本書では随所にその経験と知見が生かされている

に「民法のルールに従えばよいものは、あえて保険法に規定を設けない」というスタンスで立法されているため、保険法は常に民法と一体で解釈をしなければならぬと解説については、項目ご

とに「新設」「変更」「一部変更」「明確化」の表記が用いられており、従来の民法のルールとの関係を踏まえて、改正の内容やポイントが理解しやすくなるような工夫もなされている。また、従来の重要な法律の改正がなされる場合には、改正法の内容と実務への影響をテーマとする書籍が刊行されることも多いが、その中には、

## 実務家向けに具体的に掘り下げた解説

例え、改正民法の目玉でもあり保険実務の関心も高い定型約款に関しては、その該当性について、個人保険や企業保険、共済についてそれぞれ具体的に解説するとともに、約款で「当社の定める〇〇により」と規定されている場合の内規についても、定型約款該当性や表示義務、不当条項規制に関連して悩ましい問題があることを指摘し、その対応策についても具体的に掘り下げた解

説がなされているように、実務で悩みが生じた時点で本書を参照することで疑問が解消したり、解決の糸口を見いだしたりすることが期待できる内容となっている。

昨今では消費者の意識も高まり、従来、保険業界では疑いを入れることなく執り行われてきた実務について、民法の原則に従った形での対応を求めて消費者からの訴訟や消費者団体からの質問が提起されるなど、従来の実務を民法に立ち戻って見直す機会が増加しているところである。本書でも指摘されているように、一般の民法の改正により、改正部分のみの影響にとどまらず、改正を契機に社会の意識がさらに高まり、改正以外の部分についても、紛争やクレームが増加していく可能性があることも否定できないと思われる。その意味で、改正民法の施行日に備え、生損保や共済、保険代理店の担当者や保険実務に携わる弁護士等において、あらためて保険実務全般の見直しを行うための良い機会であり、本書はそのような取り組みに法理論の面からも保険実務の面からも寄与する実用性が高い解説書であるといえよう。



【評者】  
弁護士 竹山拓 (飯沼総合法律事務所)

(A5判)248頁、  
保険毎日新聞社刊、19年7月発行、本体価格2800円(税)